

福祉

各種手当を受けている方は「現況届」をお忘れなく

対象の手当

- ・児童扶養手当
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当

現況届とは

現況届は、現在手当を受けている方の今後1年間の受給資格を審査するもので、提出が義務付けられています。手当が支給されているか、停止されているかを問わず、すべての受給者は現況届を届け出しなければなりません。なお、届け出をしないと手当を受けることができません。また、2年間現況届を提出しないと、受給資格がなくなります。

児童扶養手当で「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を送付している方については、現況届と併せて届け出をお願いします。

●受付期間／各種手当によって異なります。

※受給資格がなくなった時、氏名や住所を変更した時なども、届け出が必要です。

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

一ツ松地区担当の民生委員・児童委員が代わりました

●一ツ松地区担当の民生委員・児童委員が、栗山緑さんに代わりました。

民生委員・児童委員は、必要な支援が受けられるよう、行政をはじめとした地域の専門機関へとつなぐ、パイプ役として活動しています。また、地域の見守り役として、定期的な訪問や児童の登下校時の見守り活動などを行い、高齢者や障害者世帯、子どもたちの安心安全の確保に尽力しています。

民生委員・児童委員には、法律に基づく守秘義務があり、相談内容の秘密は守られます。安心してご相談ください。

く支え合う住みよい社会地域から

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

下水道

農業集落排水・簡易排水の使用人数が変更になったら

農業集落排水施設使用料金と簡易排水処理施設使用料金について、次の理由などで使用人数が増減があった場合は届け出てください。

●農業集落排水事業実施地区

- ① 田殿地区の一部 ② 吉見地区 ③ 熊井・奥地区 ④ 吉原地区

●簡易排水処理事業実施地区／栗林区

●増減理由の例

- ・出生や死亡などによるもの
- ・婚姻などによるもの
- ・就学や就労に伴う転居によるもの
- ・施設入所などによるもの

問 下水道課

公共下水道への早期接続を  
お願いします

下水道は、各家庭のトイレや台所などから流される汚れた水を、安全できれいな水に処理し、川や海に返すことを目的としています。公共下水道・農業集落排水が整備された区域にお住まいで、まだ下水道に接続していないご家庭は、できるだけ早期に接続をお願いします。

また、使用開始から3年以内の公共下水道区域において下水道に接続された場合、早期接続奨励金制度がご利用いただけます。下水道接続が公共下水道の供用開始から

- ・2年以内の場合は4万円
- ・3年以内の場合は2万円

を受給できます。詳しくは下水道課までお問い合わせください。

問 下水道課

令和4年度 和歌山県下水道排水設備  
工事責任技術者資格認定共通試験

●試験日／11月27日（日）

●試験会場／和歌山商工会議所（和歌山市西汀丁36）

※11月3日（木・祝）、同会場で希望者に受験講習を実施

●申込書配布期間／8月10日（水）～9月2日（金）

●申し込み方法／8月10日（水）～9月2日（金）（当日の消印有効）の期間中、和歌山県下水道協会に郵送（特定記録郵便）で提出

●申込書配布場所／下水道課、県庁下水道課、県下水道公社、各振興局

●主催／和歌山県下水道協会

問 下水道課・和歌山県下水道協会

☎ 073・435・1093

「もしもの時」のために登録を  
**ありだがわ防災・行政ナビ**  
 有田川町の情報をチェック！「ライフビジョンアプリ」をインストールしてください。



iPhone (iOS)

android